

茨木市再生資源集団回収報奨金制度の手引き（令和6年度版）

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体等に対し、報奨金を支給しています。

1 制度概要

【対象団体】

次の要件をいずれも満たす団体に限ります。

- (1) 市内の自治会、子ども会、婦人会、老人会等地域の住民で構成する営利を目的としない団体又は社会福祉法人であって、再生資源集団回収実施団体として登録している。
- (2) 定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分している。
- (3) 再生資源の年間回収回数が6回以上であり、かつ、年間回収量が1トン以上である。

【団体登録申請方法】

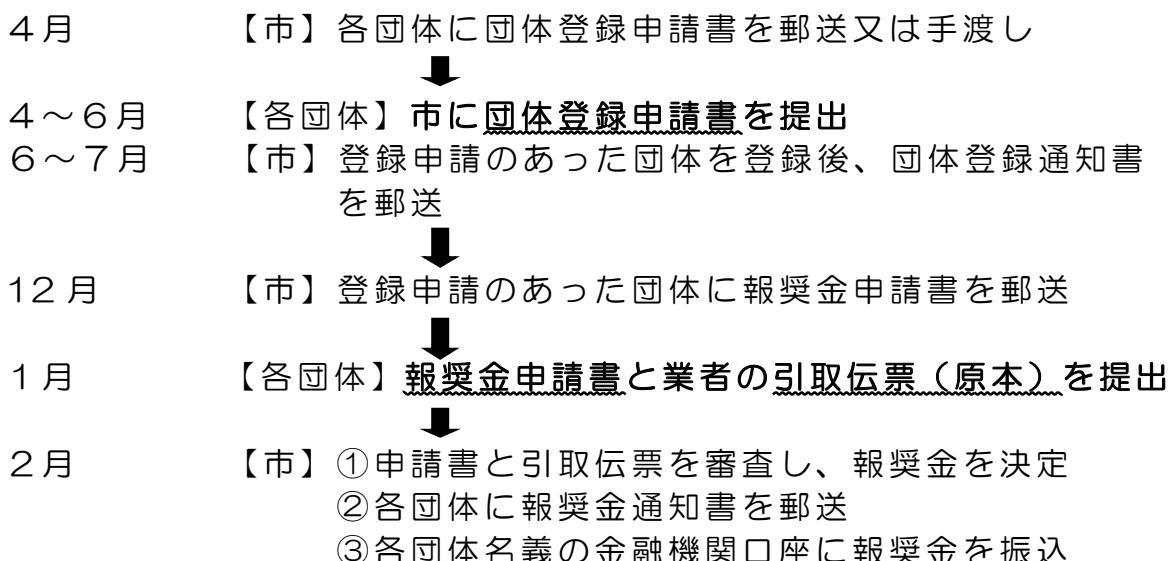
報奨金の支給を受けるにあたっては、事前に団体登録申請が必要になります。団体登録申請書に必要事項を記入し、資源循環課（市役所南館3階②番窓口）へ提出してください。一斉申請受付期間は6月28日（金）までとします。（その後も報奨金の受付期日まで隨時受付します。）

※登録後に、団体の名称や代表者に変更が生じた場合には、様式第3号「団体登録変更届出書」を提出してください。

【報奨金支給金額及び支給方法】

報奨金支給基本額20,000円に回収実績1トンにつき1,500円を加えた額となります。（上限額：75,000円）ただし、回収量に1トン未満の端数が出る場合は切り捨てます。報奨金支給額決定後、団体名義の金融機関の口座へ振り込みます。

2 事務の流れ



【団体登録申請書における記入上の注意事項】

次ページに記入例を添付していますので参考にしてください。

- ① 「所在地」は市から通知する場合等に使います。
- ② 「団体名」は正式名称を記入してください。記入された「団体名」は登録され、1年間を通して、申請書類・引取伝票・口座名義の団体名と同一であることが必要になります。
- ③ 市から連絡する場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。
- ④ 「役職名」は「会長」「理事長」等団体の代表者の役職名を記入してください。
- ⑤ 「代表者氏名」には、ふりがなも記入してください。
- ⑥ 印鑑は団体印がある場合は団体印を、ない場合は代表者の認印を押印してください。捨印もお願いします。（朱肉で押印してください。スタンプ印は使用しないでください。また、印鑑が鮮明でない場合、押し直しをお願いする場合がございます。）ここで押印した印鑑は、報奨金申請書又は登録変更届出書でも使用します。
印鑑がない場合は、自署でも可能ですが、捨印欄にも忘れず署名してください。
- ⑦ 回収実施地域は「〇〇〇町全域」「〇〇丁目〇〇番から〇〇番まで」などと記入してください。
- ⑧ 年間回収予定回数は今年1年間の予定回数を記入してください。
- ⑨ 回収予定日、時間は各集団回収団体の実施状況を把握し、市民への情報提供に活用させていただきますので記入をお願いします。（例）毎月第1土曜に決まっている場合は（曜日）毎月第1・土曜日と記入してください。
- ⑩ 予定回収業者名は年度途中に変わっても届出は必要ありません。ただし、引取伝票に記載される団体名は登録された団体名であることが必要です。

（ご注意）

- ・間違いは2本線で消し、正しい内容を記入してください。
- ・「消せるボールペン」、修正液、修正テープは使わないでください。

※集団回収に取り組まれる場合は、以下の点にご注意ください。

- ・地域の集団回収実施日が市の資源物収集日と重ならないようにしてください。
- ・やむを得ず同日にする場合は、集団回収の置き場所を市の資源物収集場所と別にするか、同じの場合は必ず市の資源物収集と区別できるようにしてください。
（集団回収と市の収集の区分が出来ていないと判断した場合は、団体登録及び報奨金申請をお断りする場合があります。）

※登録団体の「団体名」「回収地域」「回収品目」「回収実績」等は集団回収活動を推進するため、市のホームページで公開させていただく予定です。

問合せ先

茨木市産業環境部資源循環課（茨木市役所南館3階②番窓口）

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話番号：072-620-1814（直通）